



3足監発第1258号
令和3年11月24日

足立区議会議長 古 性 重 則 様
足 立 区 長 近 藤 やよい 様
足 立 区 教 育 委 員 会 様

足立区監査委員 綿 谷 久 司
同 野 作 雅 章
同 せぬま 剛
同 くぼた 美 幸

令和3年度 定期監査（第二期）結果報告書の提出について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき実施した令和3年度定期監査（第二期）結果報告書を、同条第9項及び第10項並びに足立区監査基準第36条の規定により下記のとおり提出します。

記

令和3年度 定期監査（第二期）結果報告書

- 1 監査の対象事務
主として令和2年度の財務に関する事務及び事業の執行等
- 2 監査期間
令和3年8月30日から令和3年11月24日まで
- 3 監査の対象部課及び実施日
別紙1「令和3年度 定期監査（第二期）対象・日程表」のとおり

4 監査の基本方針

地方自治法第199条第3項の規定の趣旨及び足立区監査基準に沿って、区が行財政運営が最少の経費で最大の効果をあげているか、組織及び運営の合理化に努めているか等の観点に立脚し、公正で合理的かつ効率的な行財政運営が確保されているかについて検証するとともに事務事業の改善指導を行った。

5 監査の重点項目

主管課契約に係る事務処理が、適正に行われているかについて検証した。

6 監査結果

(1) 指摘事項

ア 保育所等に対する新型コロナウイルス感染症対策事業補助金の交付について

私立保育園課（以下「所管課」という。）では、「令和2年度保育所等における新型コロナウイルス感染症対策事業補助要綱」（以下「交付要綱」という。）に基づき、感染症の拡大防止を図るため、保育所等で使用するマスクや消毒液等の感染症対策物品の購入等に係る経費を補助する事業を行った。補助金の交付にあたっては、交付要綱に掲げる交付申請書及び経費を支払ったことを証する書類等（以下「領収書等」という。）を審査し、交付決定を行うこととされていた。

この補助金交付に係る審査状況について監査したところ、申請者の積算誤りにより、二重計上や合計額へ計上されていない支払金額があったことから、交付申請額と領収書等の合計額が一致しないものがあり、所管課の審査においてこれを見落していることが認められた。

その結果、交付決定金額に誤りが生じ、一部の補助金が交付されていなかった。

こうした事務処理は、交付要綱及び足立区補助金等交付事務規則に照らし、不適切である。今後このような事務の執行が繰り返されることのないよう必要な改善措置を図られたい。

〈私立保育園課〉

指摘事項については以上のとおりである。本監査の結果に基づき措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知されたい。

(2) 注意事項

注意事項とは、執行状況から判断し、不適切であるが少額又は区政への影響が少ないため、監査の中で改善・見直し・検討を注意・指導したものである。また、支出の誤りのあったものについては、監査日以降に訂正し、返還又は追加支出のあったことを確認した。

ア 財務関係

(ア) 事案決定関係

- a 事案決定区分が区長決定であるにもかかわらず、副区長決定にしているもの。

〈学校支援課、子ども施設運営課〉

- b 事案決定区分が区長決定であるにもかかわらず、部長決定にしているもの。

〈子ども施設運営課〉

- c 事案決定区分が副区長決定であるにもかかわらず、部長決定にしているもの。

〈支援管理課〉

- d 事案決定区分が部長決定であるにもかかわらず、課長決定にしているもの。

〈子ども施設運営課、支援管理課、教育相談課〉

(a から c の根拠) 足立区事案決定規程第 3 条
足立区教育委員会事務局事案決定規程
第 4 条、第 17 条

(d の根拠) 足立区教育委員会事務局事案決定規程
第 4 条

(イ) 調定関係

都補助金の交付決定通知を受けたにもかかわらず、直ちに調定を行っていないもの。

〈教育政策課、教育指導課、学務課、教育相談課〉

(根拠) 足立区会計事務規則第 30 条
金銭会計事務の手引 P 17、P 34

イ 旅費関係

(ア) 乗継割引適用区間であるにもかかわらず、割引していない運賃で旅費を支給しているもの。

〈学校施設管理課〉

(根拠) 足立区職員の旅費に関する条例第7条

(イ) 出張後に年休を取得しているにもかかわらず、帰路の旅費を支給しているもの。

〈南保木間保育園〉

(根拠) 足立区職員の旅費に関する条例第3条第1項
旅費事務の手引P27

(ウ) 出張命令により旅行しているにもかかわらず、旅費を支給していないもの。

〈加賀保育園〉

(根拠) 足立区職員の旅費に関する条例第3条第1項

ウ 超過勤務手当等関係

(ア) 超過勤務を行ったにもかかわらず、請求手続きがされていなかったため、超過勤務手当を支給していないもの。

〈学校施設管理課、子ども施設入園課〉

(根拠) 足立区職員の給与に関する条例第19条第1項

(イ) 休憩時間を超過勤務時間に含めて、超過勤務手当を支給しているもの。

〈いりや第一保育園、子ども施設入園課〉

(根拠) 足立区職員の給与に関する条例第19条第1項

7 監査委員意見

(1) 補助対象事業の経費支払方法等の取扱いについて

区では公益上必要がある場合に、区以外の者に対して補助金等を交付しているが、多くの補助金等において、補助対象事業の実績報告を徴する際には、経費を支払ったことを証する書類の写しの添付を求めている。

新型コロナウイルス感染症対策事業補助金をはじめとしていくつかの補助金について、この写しを確認したところ、クレジットカード決済により経費を支払っているもの、現金での経費支払いの際に、ポイントカードへのポイント付与を受けているものが散見された。

クレジットカードによる物品の購入等は、決済までの与信を受けるものであり、支払い完了の確認が不明確である。また、クレジットカードによる支払時やポイントカード利用時に付与されるポイントは、金額換算で物品の購入代金等として利用できる場合が多い。しかし、補助金交付に係る要綱等において、補助事業におけるクレジットカードの使用の可否、支払い確認のあり方、付与されるポイントの取扱い、ポイントカード利用の可否等について定められていない。

社会においては、電子マネーなど支払い手段が多様化している。そうした社会情勢も踏まえて、定期監査第二期の対象にかかわらず、補助事業の支払い実績の確認プロセスにおける多様な決済行為等の取扱いに係る課題を整理し、その取扱基準等を明確にすることにより、補助事業の透明性と適正性を高めることを求めたい。

以 上

令和3年度 定期監査（第二期）対象・日程表

1 委員監査

月日	曜日	部局名	監査対象	監査会場
8月30日	月	学校運営部	①学校支援課 ②学校施設管理課	監査室
9月3日	金	教育指導部	①教育指導課	監査室
		学校運営部	②学務課、おいしい給食担当課	
9月6日	月	教育指導部	①学力定着推進課、小中連携教育担当課、英語教育推進担当課 ②就学前教育推進課	監査室
9月8日	水	教育指導部	①教育政策課	監査室
		子ども家庭部	②子ども施設入園課	
9月9日	木	子ども家庭部	①支援管理課、教育相談課、こども家庭支援課	現地
9月21日	火	子ども家庭部	①保育園集合（緑町、南保木間、花畑桑袋、いりや第一、いりや第二、加賀、おおやたこども園） ②子ども施設運営課	監査室
9月27日	月	子ども家庭部	①青少年課 ②私立保育園課、待機児ゼロ対策担当課	監査室
9月30日	木	子ども家庭部	①子ども政策課、子ども施設指導・支援担当課	監査室

<部長監査>

月日	曜日	監査対象	監査会場
10月26日	火	①子ども家庭部 ②学校運営部	監査室
10月27日	水	①教育指導部	監査室

2 事務監査

※保育園・こども園の事務監査は書面監査を実施しました。

月日	曜日	部局名	監査対象	監査会場
8月30日	月	学校運営部	①学務課、おいしい給食担当課	1201会議室
8月31日	火	学校運営部	①学校施設管理課	1205A会議室
9月1日	水	学校運営部	①学校支援課	1202会議室
9月3日	金	教育指導部	①学力定着推進課、小中連携教育担当課、英語教育推進担当課 ①教育政策課 ②就学前教育推進課	1202会議室
9月6日	月	教育指導部	①教育指導課	1203会議室
9月16日	木	子ども家庭部	①私立保育園課、待機児ゼロ対策担当課	1205C会議室
9月27日	月	子ども家庭部	①おおやたこども園 ①大谷田第一保育園	南館6階 監査室
			①緑町保育園 ①本木保育園	
			①加賀保育園	
			①花畑桑袋保育園	
9月28日	火	子ども家庭部	①いりや第二保育園 ①いりや第一保育園	南館6階 監査室
			①六木保育園	
			①南保木間保育園	
9月30日	木	子ども家庭部	①子ども施設運営課	大会議室A
10月1日	金	子ども家庭部	①支援管理課、教育相談課、こども家庭支援課	現地
10月4日	月	子ども家庭部	①青少年課 ①子ども施設入園課	1201会議室
10月5日	火	子ども家庭部	①子ども政策課、子ども施設指導・支援担当課	1202会議室

3 旅費・手当等監査対象所属

教育指導課、学校支援課、学校施設管理課、子ども施設入園課

青少年課、支援管理課、教育相談課、こども家庭支援課